

宇佐市市勢要覧作成業務 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、宇佐市が有する自然、歴史、文化、市政情報や統計情報を紹介することにより、市内外に本市の魅力を発信することを目的とした「市勢要覧」を作成するために、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、最も適切な想像力、技術力、経験及び実績を持つ事業者を選定するために、必要な事項を定める。

2 業務概要

- (1) 業務名 宇佐市市勢要覧作成業務
- (2) 業務内容 別紙「宇佐市市勢要覧作成業務仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和3年3月26日（金）まで
ただし、下記の議決を得た場合は、令和4年2月28日まで延長予定
市議会における繰越明許費の議決
なお、上記の議決が得られない場合には、履行期間の延長を行わず、当該履行期間までの出来高に応じて仕様及び請負代金を変更する契約を行う
- (4) 提案限度額 4,515,500円（消費税及び地方消費税を除く。）

3 委託業者選定方法

本実施要領に記載する「企画提案書」等を求め、提案者の経験及び実施の能力、提案価格および提案内容を総合的に審査・評価し、本市に最も適した業者を選定する。

4 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 令和2・3年度宇佐市物品等競争入札参加資格者名簿に登録されている者（印刷製本部門）。
- (3) 大分県内に本店、支店又は事業所のある者で、過去10年間に同種業務または類似業務を作成し、官公庁に納品した実績（下請負人として受託した実績は除く。）を有する者であること。
- (4) 公告日から契約候補者の決定の日までの間に、本市において指名停止を受けていないこと。
- (5) 契約候補者の決定の日以前6か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社法（平成17年法律第86号）第475条もしくは第644条の規定に基づく清算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく

更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされたものであっても更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

5 参加手続等について

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次により参加表明書を提出すること。

I 提出書類

- i 参加表明書 様式 1
- ii 会社概要等整理表 様式 2

実績については、過去 10 年間に作成した他市町村の市勢要覧、記念誌、市町村史、パンフレット等の契約実績を記載し、内容を証明する書類・見本（冊子又はデータ）等を併せて添付すること。

- iii 企画書 任意様式

本業務の趣旨等を理解した上で、コンセプト・企画方針を具体的に記載すること。（A4、3 ページ以内）

※ 提出部数 各 1 部

II 提出場所

〒879-0492 大分県宇佐市大字上田 1030 番地の 1
宇佐市役所 総務部 総合政策課 企画調整係
TEL 0978-27-8109 FAX 0978-32-2331
E-mail kikaku07@city.usa.lg.jp

III 提出方法 持参または郵送

IV 提出期限 令和 3 年 3 月 1 日（月）17 時（必着）

(2) 資格要件の確認

参加表明書を受理した場合、申込者の資格要件を確認し、確認結果を令和 3 年 3 月 2 日（火）までに申込者へ電子メールにて通知する。なお、参加表明書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、その旨及び理由を書面にて通知する。

資格要件が満たなかった通知を受けた者は、通知の翌日から起算して 5 日以内に書面により、市に対して説明を求めることができる。説明を求められた場合においては、3 日以内に書面により回答する。

(3) 企画提案書等の作成及び提出について

企画提案書等については、「企画提案書等作成要領」に基づき作成及び提出すること。

I 提出場所及び提出方法

「(1)II 提出場所」と同じ

II 提出期限 令和 3 年 3 月 16 日（火）17 時（必着）

6 質問及び回答

本実施要領等に不明な点等がある場合は、質問票（様式3）を提出すること。

- (1) 提出期限 令和3年2月19日（金）15時（必着）
- (2) 提出方法 持参・郵送・FAX・E-mail
- (3) 回答方法 質問に対する回答は、令和3年2月22日（月）までに電子メールにて回答する。

7 事業者の選定方法等

(1) 選定方法

選定については、「宇佐市市勢要覧作成業務事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。審査委員会は、別紙2「宇佐市市勢要覧作成業務事業者選定評価基準」（以下、「評価基準」という。）に基づき審査し、一次審査と二次審査の評価点の高い参加者より受託候補者及び次順位者を選定する。

(2) 一次審査

提出された参加表明書等について、事務局において評価基準に基づき審査し、評価点の高い順に順位を決定し、審査委員会に審査結果を報告し、二次審査の対象として3者程度を選定する。審査結果については、参加者全員へ令和3年3月5日（金）に電子メールにて通知する。また、審査結果については、順位のみ通知をする。

(3) 二次審査

一次審査を通過した者によるプレゼンテーションを行い、企画提案書類及びプレゼンテーションの内容について、評価基準に基づき審査する。プレゼンテーションの際に、プロジェクター等を用いて説明することも可能とするが、必要な場合はプロジェクター及びスクリーンは市で準備するので事前に連絡をすること。その他必要な機器（PC等）は、参加者において準備すること。

I 日時

令和3年3月22日（月）13：30～予定

※ 新型コロナウイルス感染症の状況によってはオンライン開催とすることもあるため、各参加者の詳細な日時、場所については個別で連絡をする。

II 時間

1事業者につきプレゼンテーション30分程度（企画提案15分以内、質疑応答10分以内、準備・片付け5分以内）を予定。

(4) 受託候補者の決定

審査の結果を含む最終選考結果は、審査参加者に文書及びメールにて通知する。審査結果に関する異議の申し立ては受け付けない。

8 提案事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提案価格書の金額が、企画提案者作成要領に定める上限額を超えている場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態に至っ

た場合

- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) プレゼンテーションに欠席した場合
- (7) その他、企画提案にあたり著しく審議に反する行為等があった場合

9 契約の締結

- (1) 審査委員会により選定された事業者と、本要領及び仕様書、企画提案書類をもとに契約内容について協議を行い、契約条件について合意した後に「宇佐市市勢要覧作成業務契約」を締結する。
- (2) 契約については、受託候補者との随意契約（地方自治法施行令第 167 条の 2 に規定する随意契約をいう。）をする。
- (3) 契約の際、企画提案書に記載され、選定で評価した項目については、契約時の「仕様書」に反映することがある。
- (4) 辞退その他の理由で契約ができない場合は、次順位者と契約の交渉を行うものとする。
- (5) 提案のあった内容が履行できない場合、また契約履行期限内に完成できなかった場合は、契約解除等の処分を行うこととなるため、実現可能な内容か十分に吟味した上で企画提案書等の作成をすること。

10 その他留意事項

- (1) プロポーザルにかかる経費は、すべて参加事業者の負担とする。
- (2) 提出書類等に記載された個人情報、本業務の事業者の選定のみを使用し、その他の目的には一切使用しない。
- (3) 提出された企画提案書類は、宇佐市の許可なく公表及び使用してはならない。
- (4) すべての納品物に係る著作権は宇佐市に帰属する。
- (5) 業務上知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (6) 受託候補者として特定された後に、提案内容を適切に反映した市勢要覧の作成のために、業務の具体的な手順について提案を求められることがある。
- (7) その他不明な点については、宇佐市総務部総合政策課企画調整係に照会すること。
- (8) このプロポーザルは、1 社の参加でも成立する。この場合、審査の上適当と認める場合に限り受託候補者とする。